

広報 おおやまざき

6

2015(平成27)年

マイ兜を作ったよ!

【5月16日(土)「天王山ハートフェスタ」にて】

「天下分け目の天王山」の合戦の舞台となった大山崎町。合戦の陰で、大山崎の住民はまちや命を守るために必死の行動をとりました。その気持ちを感じてもらえるよう、京都造形芸術大学が「エゴマ武将兜」の作成ワークショップを開催。思い思いに作った兜をかぶった子どもたちが、町のシンボル天王山をバックにポーズを決めてくれました。

(新公園オープニングの様子は次号でご紹介します)



今月の主な内容

- Survive 拡大版 P 2
- 国民健康保険のお知らせ P 4
- 至宝探訪(大山崎魅力発見ツアー) P 6
- 「天王山プレミアム商品券」を発行します P 7
- 「助け愛隊」サポーター養成講座の参加者を募集します P 7
- 公サ連まつり P 8
- 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ P 9
- ふるさと案内人養成講座のご案内 P 9

vol.569

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

今回は、シリーズ防災の拡大版。平成26年度に1年間宮城県石巻市で災害派遣職員として勤務し、この春、危機管理係に配属された江畑主任が、被災地での体験や現地で感じたことをお伝えします。(被災地の写真は石巻市提供)



▲江畑主任(写真左)と山本町長(写真右)

東日本大震災―平成23年3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が発生。それに伴い発生した巨大津波により東日本を中心に広範囲で被害が発生しました。石巻市では3,178人の方が亡くなり、423人の方が現在も行方不明となっています。

自分にも、被災地のために力になれることがある

その当時、私は4月に入庁を控えた大学生でしたが、TVに映し出される津波の大きさ、恐ろしさ、被災地の惨状に圧倒され、「東北に大変なことが起きてしまった」と漠然と思うばかりでした。震災が発生した年はメディアも連日取り上げていましたが、2年、3年と経過するにつれ、被災地の現状を目にする機会も減っていき、私も日々の業務に追われる中で、当時抱いた感情も薄れ、被災地のことを考える機会も徐々に減っていききました。

そんな中、町職員として3年目を終える頃、石巻市に派遣されることになりました。大山崎町に勤務して、石巻市に派遣されることにな

るとは夢にも思っていませんでしたし、被災地の役に立てるのかと非常に不安でした。しかし、石巻市の職員の方の話や、自分から出来ること、力になれることがあるのだと知り、その不安も少しずつ解消しました。

石巻市で私は「防災推進課」という部署に所属し、災害用備蓄の配備や、避難者を避難所などに誘導する避難誘導表示板の設置にかかわる計画の策定業務などを担当してまいりました。また、グループの業務として津波避難ビルの協定や津波避難タワーの建設、自主防災組織の支援などがあり、それらにも携わっていました。

私が石巻市に勤務した平成26年度は1,600人以上の市職員に加え、全国から集まった200人以上の災害派遣職員が、復興を少しでも進めるためさまざまな業務に必死に取り組んでいました。しかし、それでも多くの課題、膨大な業務量に対してマンパワーが足りていない状態でした。

現在、私は石巻市を離れ、直接復興に携わることとはなくなりましたが、被災地で体験したこと、見聞きしたことを

住民と行政が手を取り合って 防災・減災対策を

私たち行政職員は住民の皆さんが被災しないため、減災のために業務を行っています。行政だけで災害に立ち向かうことはできません。ご自身、ご家族、地域での日々の備えが非常に重要になります。石巻市沿岸部のある保育園では、いざという時に備え、避難経路を園児の散歩コースとしていたため、園児もパニックにならず迅速に避難できたといえます。石巻市と大山崎町では想定される災害の種類は異なりますが、防災において大切なことは変わりません。防災の基本的な考え方である自助(自らの命、安全・財産を自ら守る)、共助(地域で支え合うこと)、公助(行政が住民を支援すること)の理念に基づき、町民、事業者、自主防災会などと町が相互に連携することが非常に重要です。

今回の震災で、石巻市で多くの方が亡くなった原因は誰も想像し得なかった津波が来襲したことであり、いつ何が起こるか分からないという災



▲上から、震災前・震災直後の同じ場所の写真(白和山から見た南浜町方面)。



伝えることも、今の私の大きな役割であると考えています。あの日を忘れないでいること、被災地の現状を知ること、被災地の現状を知ることは支援のきっかけのひとつとなり、復興を進めるうえで非常に大きな意味があると思うからです。

そのため、ここからは、私が見た石巻市の現状、石巻市の市民の方や職員の方から伺った話を、この場をお借りしてお伝えしたいと思います。

被災地職員の心情に触れ 行政の限界を痛感

私が派遣された平成26年度は震災発生から3年が経過し、瓦礫は既に撤去されてお

り、普通に生活を送っていると被災地だということを意識することはあまりありませんでした。しかし、飲食店の壁に書かれた津波の浸水深を見たときや津波による被害の大きかった沿岸部、ニユースでよく取り上げられた大川小学校などを訪れると、「ここは被災地なんだ」と改めて実感させられました。

市民の方に話を伺うと、多くの方が家族や友人、知人を亡くされ、自分は生かされたとおっしゃっていたことが非常に印象的でした。

集、非常持ち出し袋の準備など災害への備えをお願いします。また、繰り返しになりますが、災害時には自助、共助、公助が相互に連携することが非常に重要です。個人でできないことが災害時には

できないことが災害時にはたくさんあります。災害時に地域で助け合うためにも自主防災組織の立ち上げ、組織されている地域はさらなるレベルアップをお願いいたします。

最後になりましたが、石巻市をはじめとする被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。



▶実際にAさんが市立病院から撮影された写真。上は震災直後の火災現場のようす。下は津波が去ったあとのようす。(別方向を撮影)



今回の震災で、石巻市で多くの方が亡くなった原因は誰も想像し得なかった津波が来襲したことであり、いつ何が起こるか分からないという災

町防災・防犯情報メール 登録のお願い

町に発表された気象情報や避難情報、防犯情報をメールでお送りします。ぜひご登録ください。登録方法は本誌のカレンダー欄に掲載しています。

※メールが利用できない方のために、上記の情報を電話・FAXでお知らせすることもできます。登録を希望される方は本誌2ページ上部に記載している問合せ先までご連絡ください。

被災地写真展を開催します

今回掲載した写真をはじめ、石巻市から提供いただいた被災地の写真を展示します。
とき=6月1日(日)~30日(日)
ところ=役場1階町民ロビー

国民健康保険のお知らせ

6月中旬に国民健康保険税の通知書を送ります

問・相談 健康課保険医療係
☎956-2101 (内128)

納付期限までに必ずお支払ください！

納付義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保の加入者がいる場合、納付義務者は世帯主になります。国保税は世帯単位で計算し、世帯主あてに納付の通知書を送ります。

国保税の納め方は2種類

1 年金天引き：世帯主と国保加入者全員が65歳～74歳の世帯の場合

原則として年6回、年金支給時に天引きで納付していただきます（特別徴収）。ただし、次の①～③の場合には例外的に、口座振替または納付書払いに変更します。

- ①基礎年金額が18万円未満の場合や、国保税額と介護保険料を合わせた額が基礎年金額の1/2を超える場合（手続きは不要）
- ②年度途中で64歳以下の方が国保に加入した場合や、所得変更などで国保税額が変更となつ

た場合（手続きは不要）

③国保税の滞納などがない方で、年金天引きから口座振替に変更を希望する場合（要申請。詳しくはお問合せください）

2 口座振替または納付書払い：そのほかの世帯

6月～翌3月までの10回に分けて納付していただきます（普通徴収）。納め忘れを防ぎ、金融機関などへ出向く手間を省ける、口座振替がおススメです。口座振替への変更は各金融機関で手続きできます（通帳と銀行印をお持ちください）。※年度の途中で国保加入者全員が65歳になる場合などは、途中で年金天引きに変更することがあります

【口座振替取扱金融機関】

- ▼京都銀行 ▼京都中央農業協同組合 ▼みずほ銀行 ▼りそな銀行 ▼池田泉州銀行 ▼関西アーバン銀行 ▼京都信用金庫 ▼京都中央信用金庫 ▼近畿労働金庫 ▼ゆうちょ銀行・郵便局

国保税の軽減措置

長引く経済不況などを踏まえて、国保税の各種軽減措置をしています。

※次の各種軽減措置は、国保加入者（75歳未満）の方が対象です。後期高齢者医療保険加入者（75歳以上）の方は対象となりません

1 所得が少ない世帯の国保税軽減（申請不要）

所得が少ない世帯は、一定の条件のもとで均等割分と平等割分の国保税を軽減しています。ただし、この軽減は所得の申告をしていない方には適用できません。所得がない方でも、確定申告をしていない方は、「地方税申告」をする必要があります。

※所得がなく税法上の扶養親族に該当する方や、公的年金などによる収入が400万円以下で一定の要件を満たす場合は、確定申告をしていない方も「地方税申告」は不要です

2 国保から後期高齢者医療保険に移行した方がいる場合の軽減（申請不要）

国保加入者が75歳になり後期高齢者医療保険に移行して、その世帯に引き続き国保加入者がいる場合は、国保加入者の国保税のうち平等割分を5年間は1/2軽減。6年～8年目は1/4を軽減。

3 社会保険→後期高齢者医療保険のときは申請を！

社会保険加入者が後期高齢者医療保険に移行し、その被扶養者である65歳以上の方が国保に加入する場合、軽減が適用されます。（届出が必要）

4 倒産、解雇などで離職した方は申請を！

倒産、解雇、雇止めなど事業主の都合（非自発的理由）で離職した場合、国保税などが軽減される場合があります。（届出が必要）

【軽減の対象者】

次の要件すべてに該当する方

- ①平成21年3月31日以降に離職した
 - ②離職日に65歳未満だった
 - ③事業主の都合または雇止めで離職した
- ※1 雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

5 生活が著しく困難になった方への減免制度

次の要件に該当する方は減免の対象となる場合がありますので、納期限までにご相談ください。

- ①震災、風水害などの災害を受けた方
- ②2級以上の身体障害者手帳を持っている、一定所得以下の方
- ③恩給法戦傷病者手帳または被爆者健康手帳を持っている、一定所得以下の方

6 ご相談ください

倒産などで所得が著しく減少するなど国保税の納付が困難となった場合、滞納したままにせず必ずご相談ください。分納など状況にあわせた対応ができる場合があります。

7 国保税を滞納すると...

特別な理由がなく国保税を滞納している場合、保険証の返還、短期の保険証または資格証明書の交付、滞納処分（財産の差し押さえなど）の措置を受けることがあります。

国保税の計算方法

世帯ごとの所得、加入者数を左表にあてはめて年税額を算出しています。年度の途中で加入や脱退があった場合は、年税額を月割で再計算します。なお、今年度は限度額が改定されました。

課税区分	税率等	税率等		
		医療分	介護分 (40歳～64歳の方のみ)	支援金分
所得割	加入者の前年中所得金額	7.4%	2.0%	1.8%
均等割	加入者1人あたり定額	24,000円	9,500円	7,000円
平等割	加入1世帯あたり定額	21,000円	5,500円	5,000円
限度額	超過分は切り捨て	520,000円	160,000円	170,000円

就職などで社会保険に加入した方は届出を！

社会保険への移行手続きをしないと、国保税がかかり続けます。社会保険に加入した方は、社会保険と国保の保険証を持って、役場へ手続きに来てください。

また、社会保険加入手続き後に国保の保険証を使って診療を受けた場合、医療費を返還していただきます。

▼「重要」と書いたクリーム色の封筒で通知書が届きます。必ず中の書類をご覧ください



地元でお買い物！プレミアム率30%

「天王山プレミアム商品券」を発行します



天王山プレミアム商品券とは？

天王山プレミアム商品券とは、大山崎町商工会が町・京都府と連携し、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業」の実施に伴って平成27年度に発行するプレミアム付商品券発行事業です。町のシンボルである天王山をネーミングに採用しました。商品券を購入してアンケートにお答えいただくと、豪華賞品が当たる抽選もあります。

商品券の概要

- 発行数＝2,000万円の商品券を2回（第1回は6月27日、第2回は11月販売開始予定）、総額4,000万円（額面5,200万円）分
- プレミアム率＝30%（乙訓2市1町で最高）。普段より30%お得に買い物ができます。
- ※1セット500円券×13枚綴り。5,000円で

- 6,500円分のお買い物ができます
- 利用可能店舗＝町内約80店舗（予定）
- 利用可能期間＝第1回目／6月27日～9月30日
- 購入場所＝町内各地域の約10カ所の店舗と大山崎町商工会などで販売します。6月27日販売開始で、商工会のみ6月30日より販売。6月27日と6月28日は公民館でも販売します。

注意！

- 詳しくは、6月中旬ごろに全戸配布を予定しているチラシをご覧ください。
- 購入は第1回、第2回おのおの1人5万円（10セット）まで。購入の際に、▼住所▼氏名▼連絡先を記入していただきます。ご理解とご協力をお願いします。

問＝大山崎町商工会 ☎956-4600

地元商工業者は大山崎町を愛し、日々、地域の見守りやコミュニティづくりなどの活動に取り組んでいます。風光明媚な本町には魅力的な店舗や飲食店をはじめ、様々な事業所があります。是非この機会に地元商工業者の新たな発見やステキな出会いを体感してください。



▲左・アサヒビール大山崎山荘美術館の彩月庵 中・妙喜庵 右・宝積寺の鬼

至宝探訪

4月18日 大山崎魅力発見ツアー

問＝政策総務課企画観光係
☎956-2101（内380）

新緑が目に見えるすがすがしい気候に恵まれたこの日、町と町商工会で構成する大山崎魅力発見ツアー実行委員会が「大山崎魅力発見ツアー」を開催。遠くは四国から集まった20人の参加者が、大山崎の魅力を見学する旅に参加しました。講師の案内のもと、最初に一行はJR山崎駅前の妙喜庵へ。千利休が作った茶室のうち、唯一現存しているといわれる国宝「待庵」を見学しました。わずか2畳にもかかわらず狭さを感じさせない不思議な空間は、戦国時代の「おもてなし」を体感させてくれました。



も劣らない機能美に、感嘆の声があがりました。午後は宝積寺の堂内で「鬼くすべ」に参加。これは「松の葉を燻すと、鬼が鏡に映った自身の醜さに驚いて逃げ出す」という奇祭です。祭りの中で七福神が撒く餅を見事にキャッチした方もいて、参加者の皆さんは存分にその迫力を味わいました。最後に立ち寄ったアサヒビール大山崎山荘美術館では、通常は非公開の「椽の木茶屋」と「彩月庵」を堪能。喧騒を離れ、落ち着いたひと時を過ごしました。今回の旅では、参加した皆さんは「大山崎町は素敵なお所だ」と口をそろえていました。どの施設も町の皆さんにとって身近な場所。緑の美しい季節、日ごらの疲れを癒しに、散策を楽しんでみてはいかがでしょうか。

歴史と文化の癒しを
あなたも体感しませんか？

【施設案内】
妙喜庵
拝観要予約。往復ハガキで1カ月前までに申込む。大山崎小字竜光56
聴竹居
別途見学可。2週間前までに要予約
宝積寺
閻魔王などが安座している閻魔堂は拝観料400円。午前9時～午後4時に開放
アサヒビール大山崎山荘美術館
午前10時～午後5時 入館料一般900円、団体休（臨時休館あり）

デートで来るなら山荘美術館！夕方にテラスからの眺望を味わって、駅前夜食というプランかな

駅周辺に見所がまとまっているので散策しやすいですね。聴竹居が特に印象的でした



兵庫、大阪から参加した、大学時代に建築を学んでいた仲良し3人組

自らの健康維持に、交流の輪作りに 助け愛隊サポーター養成講座 の参加者を募集します

いつまでもいきいきとした生活を送るために、地域の皆さんと一緒に気軽に楽しく介護予防について学びませんか？
ところⅡ中央公民館
定員Ⅱ40人（先着順）
対象Ⅱ町内に在住または在勤の、第1回～第5回のうち1つ以上と第6回に参加できる、次のいずれかの要件にあてはまる方。
要件
①介護予防や健康に関心がある。
②地域での介護予防活動など、ボランティア活動に取り組んでいる。
講師Ⅱ武田卓也さん（大阪人間科学大学医療福祉学科介護福祉専攻准教授、ほか、地域包括支援センター職員、町職員）
申込方法Ⅱ6月3日頃から電話で左記申し込み先まで。
申込先Ⅱ中央公民館
☎957-1421
問Ⅱ健康課高齢介護係（内139）

	とき	内容
第1回	6月27日 13:30～	「知ろう！ 介護予防」 「手軽な運動と腰痛予防で健康づくり」
第2回	7月3日 10:00～	「知ろう！ 介護予防」 「健口は心と体の良循環!! ～口腔ケアについて～」
第3回	7月3日 13:15～	「心と身体を元気にする入浴と快眠の極意」 「受講者交流会」
第4回	7月7日 10:00～	「知ろう！ 介護予防」 「いきいき元気はバランスの良い食事から」
第5回	7月7日 13:15～	「認知症予防はまず知ることから!!」 「受講者交流会」
第6回	7月11日 13:30～	「学ぼう！ 地域づくりのための初めの一歩」 「受講者交流会」

※第1回、第2回、第4回の「知ろう！ 介護予防」は同じ内容です。

「助け愛隊」サポーターとは
自らの介護予防や健康づくりとともに、若い人から高齢者まで地域の皆さんと一緒に取り組む、地域の支えあいに協力してもらえる人のことです！

平成27年6月から受付開始 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率引き上げの影響などをふまえ、子育て世帯の負担緩和のため、平成27年6月分児童手当受給対象の方に児童1人当たり3,000円の支給を行います。昨年度は子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の両方を受給することができませんでしたが、今年度は可能となりました。

なお、今年度支給される臨時福祉給付金の案内は決まり次第本誌でお知らせします。支給対象者⇨平成27年5月31日現在で町に住居票があり、平成27年6月分の児童手当を受給する方。

※特例給付（児童手当が所得制限額以上で児童1人あたり月額5,000円支給されるものこと）を受給されている方は対象外

申請方法
①昨年度から引き続き、町から児童手当を受給する方
必要事項を平成27年度児童手当現況届と一緒に記入し、押印のうえ提出してください。現況届には当給付金の申請欄をあわせて設けています。

平成27年度児童手当現況届提出における案内文書
☎956-2101（内156、役場1階7番窓口）

（給付金申請案内含む）は5月末に送付しています。
②平成27年6月分から新たに児童手当を受給する方
平成27年5月に転入や第1子を出産された方などには、当給付金申請書類を送付します。必要事項を記入、押印のうえ役場まで提出してください。

③公務員の方
職場で当給付金受給のための申請書類を受け取り、必要事項を記入、押印のうえ役場まで提出してください。（昨年度と同様）

申請期間⇨平成27年6月1日～12月1日
※申請期間外の申請は受付できません

給付金の受取方法⇨申請書に記載した指定口座に入金されます。

※平成27年6月から9月までの申請書受付分の給付金振込は平成27年10月末を予定しています。なお10月以後の受付分は、受付月の翌月末に振込を行う予定です

問・申請受付窓口⇨福祉課児童福祉係
☎956-2101（内156、役場1階7番窓口）

ボランティアガイドになりませんか！ ふるさと案内養成講座のご案内

大山崎町の歴史・文化や天王山などの見どころを案内するボランティアガイドを養成するための講座です。受講後は大山崎ふるさとガイドの会に入会することが出来ます。

ガイドの会は生涯学習の団体として大山崎の歴史や文化・芸術・自然などを中心幅広い分野を学び、解りやすくガイドすることを目指しています。あなたも町にいられた方や小学生に大山崎の魅力伝えるボランティアガイドに参加しませんか？

養成講座は、多岐に渡る内容の講座を20回程度予定しており、楽しみながら学び合える場となっております。ぜひご参加ください！

とき⇨6月～12月の間に20回程度、主に月に開講。（開講式は6月25日）

（因）
ところ⇨中央公民館、大山崎ふるさとセンターなど
対象⇨歴史・文化財などに興味を持つ、大山崎町または近隣地域に在住・在勤されている方
定員⇨約40人（先着順）
受講料⇨3,000円（受講初日に持参してください。また、他に現地

学習などで実費が必要なことがあります。）
応募方法⇨受講申込書（チラシの申込書を含む）に必要事項を記入のうえ持参、郵送またはFAXで申込先まで。
応募締切⇨6月20日（日）必着
問・申込先⇨〒618-0007 1字大山崎小字竜光3 歴史資料館内
大山崎ふるさとガイドの会
☎952-6288
FAX952-6289

第16回 公サ連まつり

問・協賛⇨中央公民館
☎957-1421

6月13日（土） 14日（日）

中央公民館で活動するサークルの皆さんが、日ごろの練習の成果を披露します。普段公民館活動に参加していない方も自由に見学できます。模擬店や体験コーナー、毎年大人気のスタンプラリーもありますよ。ぜひお越しください。
※見学無料、申込不要

主催⇨大山崎町公民館サークル連絡協議会



写真は昨年の公サ連まつりのようす

展示場所一覧

本館		
2階	講座室	日曜画家の会
	会議室	大山崎洋蘭会
1階	和室	なつめ会・茶道サークル（14日のみ）
	実習室	トールペインティング PCメゾン
	ロビー	桂会（書道）
別館		
2階	第1研修室	大山崎町絵画サークル
	和室	着物と作法を知る会
1階	ロビー	男の料理サークル
	ロビー	

舞台発表プログラム 会場はいずれも本館1階ホール

13日（土）	14日（日）
10:00 開会式	9:45 大山崎中学校吹奏学部
10:30 昔懐かしい歌を楽しむ会	10:30 和太鼓つくどん
11:00 メレ フラ ハラウ（フラダンス）	11:00 詩吟愛好会・詩吟小倉サークル（合同）
11:30 大山崎大正琴サークル	12:00 剣・扇舞の会
12:00 休憩	12:30 休憩
13:00 リズムダンス	12:50 ナツメロサークル
13:20 民謡サークル みやび	13:30 すみれ会（舞踊）
13:50 天王山吟詩会・夏目吟友会	14:00 K O鼓 K O（和太鼓）
14:30 朗読「オアシス」	14:30 ダンスサークルラビット・社交ダンスサークルドリーム（合同）
15:00 三絃を楽しむ会	15:00 オルケスタ山崎
	15:45 閉会式